

フリースクール等に通う非喫食者（不登校児童生徒等）家庭への学校給食費
相当補助の在り方検討及び実態調査並びに早期実施を求める決議

令和８年度から、国の「学校給食費の抜本的な負担軽減」により、公立小学校の学校給食費（食材費相当）が実質無償化された。この施策は保護者の教育費負担軽減を目的とするものであり、制度上は、不登校等のやむを得ない事情により給食を喫食できない児童への支援も、国の交付金の枠組みに含まれている。

しかしながら、うるま市の現行の運用においては、支援の対象を学校給食を喫食する児童に限っており、不登校等のやむを得ない事情によりフリースクール等の民間施設に通う児童生徒は、対象から外れている状況である。民間施設を利用する世帯の昼食費負担は月額５千円から数万円にのぼり、授業料や交通費等の負担に加え、昼食を毎日用意する経済的・時間的負担が保護者に重くのしかかっている。

県内においては、嘉手納町が民間のフリースクールに通う児童生徒への補助制度を設け、また恩納村においても、令和８年度からフリースクール等の民間施設に通う児童生徒を対象とした昼食費及び教材費の補助を開始する方針が示されている。

文部科学省の要領等においても、不登校を理由とする非喫食者は支援対象として想定されており、フリースクール等に通う児童生徒への支援の必要性や手法については、学校設置者である市町村において検討することが想定されている。さらに、国から交付される学校給食費負担軽減交付金は「在籍児童数」を基準に算定されるため、本市が受け取る交付金にはフリースクール等に通う市立小学校在籍児童も既に含まれており、新たな財源確保の必要性は低い。

本市の令和８年度施政方針に掲げられた「こどもまんなか社会」の実現や、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が求める不登校児童生徒等の多様な学習活動への支援の責務を踏まえれば、これらの家庭への支援は急務である。

よって、うるま市議会はうるま市当局に対し、保護者の負担軽減と多様な学びの保障を図るため、以下の事項を実施することを強く求める。

記

1. うるま市における学校給食の非喫食者（特に不登校児童生徒）の家庭に対する給食費相当の補助の在り方及びその実施手法について、早急に検討すること。
2. 1. の検討の基礎資料とするため、非喫食者（特に不登校児童生徒）のフリースクール等への通学状況及び昼食の現状について、実態調査を実施すること。
3. 前各項の調査及び検討を踏まえ、補助制度を構築し、学校給食費相当の補助を実施すること。

以上、決議する。

令和８年９月１５日

沖縄県うるま市議会

あて先

うるま市長、うるま市教育委員会教育長